

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 行 政 局
書 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課） 69

告 示

○水域利用調整区域の指定……………（危機対策課） 69

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 71

○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 72

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 72

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（漁業管理課） 72

○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 72

○特定調達契約に係る入札の公告……………（住宅課） 72

道立農業大学校告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 74

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 74

道企業管理規程

○北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程…………… 75

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 76

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 78

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 79

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 80

道警察本部告示

○道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程…………… 85

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第55号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

- 4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により法第12条第1項の規定による報告について付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準は、各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下この項及び次条第2項において「主要な常閉防火扉」という。）につき、次の表の左欄に掲げる調査項目に応じ、同表の当該中欄に掲げる調査方法により実施し、その結果が同表の当該右欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定することとする。

調査項目	調査方法	判定基準
閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により主要な常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
固定の状況	目視等により確認する。	主要な常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
人の通行の用に供する部分に設ける主要な常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。

第16条第2項第2号中「防火設備」の次に「（主要な常閉防火扉を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

告 示

北海道告示第314号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

令和7年6月27日

北海道知事 鈴木直道

1 石狩浜海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号。以下「規則」という。）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い600mの地点

(B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(C点) 基線1と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線に沿い100mの地点

(D点) C点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和7年7月12日から同年8月24日まで

2 おたるドリームビーチ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点から星置側河口方向へ海岸線に沿い329.5mの地点

(B点) A点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(C点) 基線2と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い900mの地点

(D点) C点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和7年6月27日から同年8月31日まで

3 銭函ヨットハーバー水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下「基線3-1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) 基線3-1上で、A点から沖合方向210mの地点

(C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線3-2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点) 基線3-2上で、C点から沖合方向250mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和7年6月27日から同年8月31日まで

4 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線4」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) 基線4上で、A点から沖合方向230mの地点

(C点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

(D点) C点から基線4に平行する直線上の沖合230mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和7年7月5日から同年8月24日まで

5 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M及びN点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線（以下「基線5-1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

- (C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線(以下「基線5-2」という。)と海岸線が交差する地点
- (D点) 基線5-2上で、C点から沖合方向350mの地点
- (E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線(以下「基線5-3」という。)と海岸線が交差する地点
- (F点) 基線5-3上で、E点から沖合方向150mの地点
- (G点) 基線5-2上で、C点から沖合方向150mの地点
- (H点) B点から基線5-1に平行する直線上の沖合方向100mの地点
- (I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線(以下「基線5-4」という。)と海岸線が交差する地点
- (J点) 基線5-4上で、I点から沖合方向350mの地点
- (K点) 基線5-1上で、A点から沖合方向400mの地点
- (L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点
- (M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点
- (N点) 基線5-4上で、I点から沖合方向100mの地点
- (2) 制限又は禁止される行為
- 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
- (3) 期間
- 令和7年7月8日から同年8月25日まで
- 6 浜中・モイレ海水浴場水域
- (1) 区域
- おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
- (A点) 余市町道旧役場線東方向延長線(以下「基線6」という。)と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い50mの地点
- (B点) A点から基線6に平行する直線上の沖合50mの地点
- (C点) 基線6と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い550mの地点
- (D点) C点から基線6に平行する直線上の沖合100mの地点
- (2) 制限又は禁止される行為
- 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
- (3) 期間
- 令和7年7月18日から同年8月17日まで

- 7 壮瞥温泉園地水域
- (1) 区域
- おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
- (A点) 壮瞥町道公営住宅線の北方向延長線(以下「基線7-1」という。)と湖岸線が交差する地点から西へ40mの地点
- (B点) 基線7-1上で、基線7-1と海岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点
- (C点) 壮瞥町四十三川導流堤右岸先端部より中島棧橋方向延長線(以下「基線7-2」という。)上で、基線7-2と湖岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点
- (D点) 基線7-2と湖岸線が交差する地点
- (2) 制限又は禁止される行為
- 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
- (3) 期間
- 令和7年7月1日から同年9月30日まで

北海道告示第315号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和7年6月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年6月27日

北海道知事 鈴木 直 道		
地区名	事業の種類	縦覧場所
東 滝 川	農業用排水施設	北海道空知総合振興局のウェブサイト
北見北2	農業用排水施設、農業用道路、 区画整理、客土、暗渠排水	北海道オホーツク総合振興局のウェブサイト
網走平和	区画整理、客土、暗渠排水	同

北海道告示第316号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年6月27日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
浜中	区画整理	令和6.10.21
桔梗高台	農業用排水施設、農業用道路	令和6.3.8
同	区画整理	令和6.4.18

北海道告示第317号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和7年6月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第318号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年6月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
令和7年6月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 稚内港湾施設株式会社
(2) 住所 稚内市末広1丁目1番34号
- 4 落札金額
116,600,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

令和7年5月2日付け北海道告示第241号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年6月27日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 上向別浦河停車場線	浦河郡浦河町緑町26番2地先から 同郡浦河町昌平町112番16地先まで	令和7年6月27日

北海道告示第320号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年6月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
道営住宅管理システム端末機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 機器等仕様書及び数量明細書による。
- (3) 契約期間 令和7年9月17日から令和12年9月16日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 設置場所 設置場所一覧表による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年6月27日（金）から同年7月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部住宅局住宅課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道建設部住宅局住宅課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階建築局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部住宅局住宅課）
- (2) 入札日時 令和7年8月7日（木）午前10時（送付による場合は、同月6日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道建設部住宅局住宅課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)及び3の(2)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道建設部住宅局住宅課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号 011-231-4111 内線 29-530

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 5, Printer 18, Router 5
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 7, 2025
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 6, 2025)
- C Contact : Housing Division, Bureau of Housing, Department of Construction, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-231-4111 Extension 29-530	
道 立 農 業 大 学 校 告 示	
北海道立農業大学校告示第13号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和7年6月27日 北海道立農業大学校長 下 堀 亨	
1 資格及び調達をする物品等の種類	（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道立農業大学校のホームページ（ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ngd/ ）においてダウンロードすることができる。
令和7年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。	(2) 申請書類の入手方法
(1) 契 約 令和7年6月27日に一般競争入札の公告を行う農業機械（トラクター）賃貸借契約	(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
(2) 資 格 農業機械（トラクター）の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）	5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
(3) 物 品 等 の 種 類 ア 可変トレッドトラクター（自動操舵システム及びフロントローダー付き） 1台 イ 可変トレッドトラクター（自動操舵システム付き） 1台 ウ トラクター（自動操舵システム付き） 1台	6 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道立農業大学校総務部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 089-3675 中川郡本別町西仙美里25番地1 (3) 電 話 番 号 0156-24-2121
2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 令和7年6月27日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、個人にあっては、従業員3人以上であること。 (2) 納入した賃貸借物品に関して、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。	北海道立農業大学校告示第14号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和7年6月27日 北海道立農業大学校長 下 堀 亨
3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2の(1)及び(2)による。	1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 入札番号1 農業機械（トラクター）の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 可変トレッドトラクター（自動操舵システム及びフロントローダー付き）1台 イ 入札番号2 農業機械（トラクター）の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 可変トレッドトラクター（自動操舵システム付き）1台 ウ 入札番号3 農業機械（トラクター）の賃貸借 一式（1月当たりの単価） トラクター（自動操舵システム付き）1台 アからウまでについては、それぞれの入札とする。
4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和7年6月27日（金）から同年7月29日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律	(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 令和7年11月1日から令和14年10月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
令和7年北海道立農業大学校告示第13号に規定する農業機械（トラクター）賃貸借契約の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道立農業大学校総務部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校会議室
(2) 入札日時 令和7年8月8日（金）午前10時
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 3に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道立農業大学校のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ngd/>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
なお、再度の入札に付し落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることとし、入札参加者のうち入札金額が最低である者から見積書を徴する。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道立農業大学校総務部総務課
(2) 所在地 郵便番号 089-3675 中川郡本別町西仙美里25番地1
(3) 電話番号 0156-24-2121
- 10 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured :
a Lease of Tractor with adjustable tread width, automated steering system and front loader 1 set
b Lease of Tractor with adjustable tread width and automated steering system 1 set
c Lease of Tractor with automated steering system 1 set
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 8, 2025
C Contact : Administrative Division, Hokkaido College of Agriculture, Nishisenbiri 25-1, Honbetsu-cho, Nakagawa-gun, Hokkaido 089-3675 Japan
Phone : 0156-24-2121

道 企 業 管 理 規 程

北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和7年6月27日

北海道公営企業管理者 天 沼 宇 雄

北海道企業管理規程第3号

北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程
北海道工業用水道事業電気工作物保安規程（昭和61年企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
第5条の表苫小牧地区工業用水道管理事務所（第二施設）の項の次に次のように加える。
苫小牧地区工業用水道柏原ポンプ場
別表1（第4条関係）の苫小牧地区工業用水道管理事務所（第二施設）の項の次に次のように加える。
苫小牧地区工業用水道柏原ポンプ場
別表2（第4条関係）の課長の項の次に次のように加える。

室長

上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る課の技術並びに保安教育及び訓練に関する業務に従事すること。

課長補佐及び主幹

課長、室長又は担当課長を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事務を整理すること。

附 則

この規程は、令和7年6月27日から施行する。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第88号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年6月27日

北海道教育庁石狩教育局長 行 徳 義 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和7年10月31日（金）

(4) 契約期間 令和7年11月1日から令和13年10月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい

いこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年6月27日（金）から同年7月23日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和7年8月8日（金）午前10時（送付による場合は、同月7日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://>

www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk) においてダウンロードすることができる。

8 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和7年4月25日付け北海道教育庁石狩教育局告示第83号

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書作成の要否は平成16年北海道告示第448号の3の(2)による。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- | | | |
|-------|---|-------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 |
| (2) 所 | 在 | 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 |
| (3) 電 | 話 | 番 号 011-204-5872 |

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 42 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 8, 2025
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 7, 2025)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁上川教育局告示第54号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和7年6月27日

北海道教育庁上川教育局長 今 村 隆 之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式(1月当たりの単価) 42台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和7年10月1日から令和13年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借(電子計算機)の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和7年6月27日(金)から同年7月31日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時(最終日は正午)まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和7年8月7日（木）午前10時（送付による場合は、同月6日（水）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-5862

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal computer 42, 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 7, 2025
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., August 6, 2025)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-5862

北海道教育庁十勝教育局告示第34号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和7年6月27日
北海道教育庁十勝教育局長 和田 宏 一

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) 調達をする物品等の名称
十勝管内道立学校で使用する電力（高圧電力）

(2) 調達予定数量

ア 基本料金（1kW当たりの単価）	22校23か所	1,609kW
イ 電力量料金（1kWh当たりの単価）	22校23か所	3,798,593kWh

2 落札を決定した日
令和7年6月5日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 香川電力株式会社

(2) 住所 香川県高松市天神前10番5号

4 落札金額

(1) 1の(2)の ア 1,320円00銭

(2) 1の(2)の イ 19円25銭

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和7年4月25日付け北海道教育庁十勝教育局告示第29号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁根室教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達発注は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年6月27日

北海道教育庁根室教育局長 遠 藤 直 俊

1 入札に付する事項

- (1) 調達発注する物品等の名称及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
42台分

- (2) 調達発注する物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納 入 期 限 令和8年1月13日（火）

- (4) 契 約 期 間 令和8年1月14日から令和13年12月26日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (5) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達発注する物品等に関し、標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達発注する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和7年6月27日（金）から同年8月6日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 087-8588 根室市常盤町3丁目28番地
北海道教育庁根室教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁根室教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室振興局3階大会議室
（送付による場合は、郵便番号 087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 北海道教育庁根室教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和7年8月26日（火）午前11時（送付による場合は、同月25日（月）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和7年5月20日付け北海道教育庁根室教育局告示第19号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁根室教育局のホームページ（<https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/nky/index.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定

後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。) 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁根室教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 (3) 電 話 番 号 0153-24-5829 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 42 sets B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 26, 2025 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 25, 2025) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Nemuro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Tokiwa-cho 3-chome 28, Nemuro, Hokkaido 087-8588 Japan Phone : 0153-24-5829	車禁止等」という。)」を加え、同号エ(オ)中「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について（平成6年12月1日児発1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症患者に限る。）の交付」を「児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けている者のうち、同法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第3項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表に規定する色素性乾皮症の認定」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ(ア)中「車両」の次に「（ウの車両を除く。）」を加え、同号ウ(イ)中「道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は車いす移動車の登録を受け」を「医療の提供を受ける者を輸送する自動車で、患者の輸送のための専用の寝台若しくは担架及び当該担架を固定するための設備を有し、又は専ら車椅子利用者の移動の用に供する自動車で、車椅子の固定及び車椅子利用者の乗降のための特殊な構造装置を有し」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(セ)とし、その前に次のように加える。 (ス) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく一時保護の緊急用務を行うため使用中の車両 第3条の2第1項第5号ウ(コ)を(シ)とし、(エ)から(ケ)までを(カ)から(サ)までとし、(ウ)の次に次のように加える。 (ニ) 歯科医師法（昭和23年法律第202号）に基づき歯科医業を行う歯科医師による緊急往診のため使用中の車両 (オ) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は同法に基づく助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両 第3条の2第1項第5号ウに次のように加える。 (ソ) (ア)から(セ)までに掲げるもののほか、公益上駐車禁止等の規制の対象から除くことがやむを得ないと公安委員会が認める用務のために使用中の車両 第3条の2第1項第5号中ウをエとし、イの次に次のように加える。 ウ 第3号オの車両 第3条の2第2項中「ウ及びエ」を「エ及びオ」に、「前項第3号カ及び第5号ウの標章にあっては通行・駐車禁止等除外指定車標章交付申請書」を「除外標章交付申請書」に改め、「前項第5号エの標章にあっては駐車禁止等除外指定車標章交付申請書（別記様式第3号の2）により」を削り、同条第3項中「通行・駐車禁止等除外指定車標章交付申請書及び駐車禁止等除外指定車標章交付申請書（第7項及び第8項において「標章交付申請書」という。）」を「除外標章交付申請書」に改め、同項第1号中「第5号ウ」を「第5号エ」に改め、同項第2号を次のように改める。 (2) 第1項第5号オの標章
道 公 安 委 員 会 規 則 道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年6月27日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会規則第11号 道路交通法施行細則の一部を改正する規則 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。 第3条の2第1項第5号中「及び時間制限駐車区間」の次に「（以下この号において「駐	

交付を受けようとする者が、第1項第5号オに掲げるもののいずれかに該当することを疎明する書面

第3条の2第4項中「第1項第5号エ」を「第1項第5号オ」に、「ウ若しくはエ」を「エ若しくはオ」に改め、同条第5項中「ウ若しくはエ」を「エ若しくはオ」に、「ウ又はエ」を「エ又はオ」に改め、同条第7項中「再交付の理由を明らかにし、標章交付申請書」を「除外標章再交付申請書（別記様式第3号の2）」に改め、同条第8項中「標章交付申請書」を「除外標章記載事項変更届（別記様式第3号の3）」に、「申請」を「届出」に改める。

第6条第2項中「通行禁止道路通行許可車証」を「通行禁止道路通行許可証」に改め、同条第3項中「ウ若しくはエ」を「エ若しくはオ」に改める。

第7条第1項第1号ア中「イに」を「次号イに」に改め、同項第4号及び同条第2項第4号中「およそ不可能」を「困難」に、「重量又は」を「重量若しくは」に、「積卸しで」を「積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第3項中「を駐車」を「2通を駐車」に改め、同条第6項中「別記様式第8号」を「別記様式第7号。以下この条において「許可証」という。」に改め、同条第7項中「駐車許可証」を「許可証」に、「ウ若しくはエ」を「エ若しくはオ」に、「ウ又はエ」を「エ又はオ」に改め、同条に次の2項を加える。

8 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記様式第7号の2）により、当該許可をした警察署長に当該許可証の再交付申請をすることができる。

9 許可証の交付を受けた者は、当該許可の申請者に係る記載内容に変更の必要があるときは、駐車許可証記載事項変更届（別記様式第7号の3）に変更を疎明する資料を添付して、当該許可をした警察署長に届出することができる。

第7条の2中「別記様式第8号の2」を「別記様式第8号」に改める。

第7条の3中「別記様式第8号の3」を「別記様式第8号の2」に改める。

第7条の4中「別記様式第8号の4」を「別記様式第8号の3」に改める。

別表4中

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧 路線	余市郡余市町登町320番6から小樽市新光町403番6 まで
--------------------------------	----------------------------------

を

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧 路線	余市郡余市町登町320番6から小樽市新光町403番6 まで
--------------------------------	----------------------------------

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧 路線	釧路市阿寒町下舌辛3番54から釧路市北園41番290 まで
--------------------------------	----------------------------------

に、

一般国道5号	余市郡余市町黒川町9丁目4番4から余市郡余市町黒川町7丁目22番まで
--------	------------------------------------

を

一般国道5号	余市郡余市町黒川町9丁目4番4から余市郡余市町黒川町7丁目22番まで
一般国道5号（倶知安余市道路）	余市郡仁木町東町12丁目12番2地先から余市郡余市町登町206番1地先まで

に、

一般国道238号	紋別郡湧別町芭露326番から紋別郡湧別町福島469番1まで
----------	-------------------------------

を

一般国道238号	紋別郡湧別町芭露326番から紋別郡湧別町福島469番1まで
一般国道238号	宗谷郡猿払村浜鬼志別4436番1から宗谷郡猿払村知来別4621番まで

に、

一般国道239号	士別市大通西6丁目から苫前郡苫前町字上平184番9まで
----------	-----------------------------

を

一般国道239号	士別市大通西6丁目から苫前郡苫前町字上平184番9まで
一般国道239号	上川郡下川町二の橋955番1から上川郡下川町二の橋570番地2まで

に、

一般国道337号（道央圏連絡道路）	千歳市中央1287番から夕張郡長沼町24番22まで
-------------------	---------------------------

を

一般国道337号（道央圏連絡道路）	千歳市中央1287番から夕張郡長沼町24番22まで
一般国道337号	空知郡南幌町513番2から江別市江別太335番27まで

に、

道道 苫小牧環状線	苫小牧市勇払50番1地先から苫小牧市東開町6丁目1番1地先まで
-----------	---------------------------------

を

道道 苫小牧環状線	苫小牧市勇払50番1地先から苫小牧市東開町6丁目1番1地先まで
道道 苫小牧環状線	苫小牧市清水町1丁目40番地9地先から苫小牧市ときわ町3丁目16番5地先まで

に、

道道 北見環状線	北見市緑町4丁目2番9地先から北見市中央三輪3丁目530番118地先まで
----------	--------------------------------------

を

道道 北見環状線	北見市緑町4丁目2番9地先から北見市中央三輪3丁目530番118地先まで
道道 南千歳停車場線	千歳市柏台南2丁目1番地2地先から千歳市柏台南2丁目1番地6地先まで

に、

市道 新明町8条通	苫小牧市新明町4丁目18番地から苫小牧市新明町3丁目4番地まで
-----------	---------------------------------

を

市道 新明町8条通	苫小牧市新明町4丁目18番地から苫小牧市新明町3丁目4番地まで
市道 美々西通	千歳市美々758番地130から千歳市美々758番地66まで
市道 5702号線	千歳市柏台1388番地25から千歳市柏台南2丁目19番地まで

市道 真々地泉沢大通	千歳市泉沢872番地72から千歳市泉沢1007番地221まで
市道 泉沢東大通	千歳市泉沢1007番地222から千歳市泉沢1007番地137まで
市道 明野南通	苫小牧市明野元町1丁目11から苫小牧市ウトナイ北1丁目1まで
市道 新開町5号中通	苫小牧市新開町2丁目12から苫小牧市新開町2丁目2まで
市道 北浜2号線	函館市北浜町8番1から函館市北浜町8番5まで

に、

臨港道路 勇払埠頭幹線道路	苫小牧市字勇払134番地から苫小牧市字勇払148番地の3まで
---------------	--------------------------------

を

臨港道路 勇払埠頭幹線道路	苫小牧市字勇払134番地から苫小牧市字勇払148番地の3まで
臨港道路 湾岸線	函館市北浜町8番5から函館市北浜町10番8まで

に改める。

別記様式第3号及び別記様式第3号の2を次のように改める。

別記様式第3号（第3条の2関係）

除外標章交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示 されている番号	

除外を受けようとする期間	
除外を受けようとする区間	
除外を受けようとする理由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する
	☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号の2（第3条の2関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	

標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号の3（第3条の2関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	

標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第7条関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番号標に表示されている番号	
許可を受けようとする日時期間	
許可を受けようとする場所	
許可を受けようとする理由	

と する 理 由

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号の次に次の2様式を加える。

別記様式第7号の2（第7条関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏 名（ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	

再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号の3（第7条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏 名（ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

備 考	
-----	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号を削り、別記様式第8号の2を別記様式第8号とし、別記様式第8号の3を別記様式第8号の2とし、別記様式第8号の4を別記様式第8号の3とする。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第425号

道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月27日

北海道警察本部長 伊 藤 泰 充

道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程

道路交通法施行細則実施規程（平成2年北海道警察本部告示第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条の2第1項第5号エ(カ)」を「第3条の2第1項第5号オ(カ)」に改め、同条第1号中「第3条の2第1項第5号エ(ア)」を「第3条の2第1項第5号オ(ア)」に改め、同条第2号中「第3条の2第1項第5号エ(イ)」を「第3条の2第1項第5号オ(イ)」に改める。

第3条中「ウ及びエ」を「エ及びオ」に改める。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

正 誤

○令和7年6月24日（本号第618号）

北海道告示第313号（道路の供用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
55	左	23
誤	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部	
正	北海道後志総合振興局小樽建設管理部	